

## 消費喚起イベント開催応援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）第5条第2項の規定に基づき、消費喚起イベント開催応援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている市内の中小企業者等の支援及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた地域経済の活性化を目的としたイベントその他の催し物（以下「イベント」という。）を主催する者に対し、当該イベントにおける集客の促進及び消費喚起を図るための取組（以下「集客促進等の取組」という。）に要する経費の一部を補助することにより、新型コロナウイルス感染症の影響下における市内の中小企業者等を支援し、もって地域経済の活性化に資することを目的として交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模事業者に該当するもの並びにこれらに類する事業者をいう。
- (2) 参加店舗 飲食物若しくはサービスを提供し、又は物品の販売を目的としてイベントに参加する店舗であって、市内に事務所又は事業所を有する中小企業者等が経営するものをいう。

### (補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、次条第1項のイベントを主催する者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治団体
- (2) 宗教上の組織又は団体
- (3) 米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱（平成18年4月1日施行）第2条に規定する市税等を滞納し、かつ、その納付について著しく誠実性を欠く者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、本補助金の交付の目的に照らし、その交付の対象とすることが適切でないと市長が認める者

### (補助対象事業)

第5条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすイベントにおける集客促進等の取組であって、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 市内において開催されること。
- (2) 令和5年2月28日までに終了すること。
- (3) 1回の開催につきおおむね300人以上の来場者が見込まれること。
- (4) 5以上の参加店舗があること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を踏まえ、参加店舗を支援するとともに、地域経済を活性化させることを目的として企画され、及び開催されること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するイベントに係る集客促進等の取組は、本補助金の交付の対象としない。

- (1) 政治又は宗教に関するもの
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染を防止するための対策が適切に行われないもの
- (3) 参加に際し、参加店舗に著しく高額な費用の負担を求めるもの
- (4) 参加店舗を除く特定の事業者等の営利又は宣伝を目的とする性格が強いもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本補助金の交付の目的に照らし、その交付の対象とすることが適切でないと市長が認めるもの  
(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表の第1欄に掲げる経費とする。

2 補助対象事業の実施に当たっては、米子市中小企業振興条例（令和2年米子市条例第12号）の趣旨を踏まえ、市内の中小企業者等への発注に努めなければならない。ただし、やむを得ない事情で市内の中小企業者等への発注が困難と市長が認めた場合については、この限りでない。

（補助金額）

第7条 本補助金の額は、別表の第1欄に掲げる補助対象経費の区分に応じ、同表の第2欄に定める額の合計額とする。

（交付申請）

第8条 本補助金の交付の申請をしようとする者は、その交付を受けて集客促進等の取組を実施しようとするイベントごとに、当該イベントを開始する日の20日前までに、消費喚起イベント開催応援補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 消費喚起イベント開催事業実施計画書兼収支予算書（別記様式第2号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（軽微な変更）

第9条 本補助金の交付の申請に係る規則第11条第1項に規定する軽微な変更は、本補助金の増額又は補助対象事業の目的若しくは内容の変更以外の変更とする。

（交付の制限）

第10条 本補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その交付を受けて実施する補助対象事業に係る補助対象経費について、本補助金以外の補助金、助成金その他の金銭的な助成を受けてはならない。

2 本補助金の交付を受けることができる回数は、一の者につき、2回に限るものとする。

（イベントの中止の指示等）

第11条 市長は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に応じて必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助対象事業に係るイベントを中止し、又は当該イベントの規模を縮小するよう指示することができる。

2 市長は、補助事業者が前項の規定による指示に従わないときは、当該補助対象事業に係る本補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（遂行不能の場合の本補助金の交付）

第12条 前条第1項の規定による市長の指示に従い補助対象事業に係るイベントを

中止し、又は当該イベントの規模を縮小したことその他補助事業者の責めに帰することができない事由により、本補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従い補助対象事業が遂行されない場合であっても、本補助金は、当該補助対象事業に係る補助対象経費について交付することができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき、又は規則第11条第1項の規定により補助対象事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助対象事業が完了した日又は補助対象事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過する日又は令和5年3月10日のいずれか早い日までに、消費喚起イベント開催応援補助金実績報告書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 消費喚起イベント開催事業実施報告書兼収支決算書(別記様式第2号)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(本補助金の支払)

第14条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書及びその添付書類の内容を確認し、補助対象経費が適正に支出されていると認められる場合は、交付決定の額(規則第11条第1項の規定により補助金の額の変更に係る承認をした場合は、当該変更後の額)の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支払実績額に基づき算定した額(第4項において「確定額」という。)の本補助金を、補助事業者へ支払うものとする。

2 補助事業者は、本補助金の支払の請求をしようとするときは、市長に対し、消費喚起イベント開催応援補助金支払請求書(別記様式第4号)を提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は必要があると認めるときは、本補助金の概算払を行うことができる。

4 市長は、前項の規定により本補助金の全部又は一部の支払を受けた補助事業者について、既に支払った本補助金の額が確定額を超える場合は、当該補助事業者に対し、当該支払済みの本補助金の額から確定額を控除して得た額の返還を命ずるものとする。

(規定外事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月4日から施行する。

別表（第6条、第7条関係）

1 補助対象経費	2 補助金額
<p>プレミアム経費（不特定多数の来場者又は抽選等により選定した来場者に提供する特典に係る経費であって、参加店舗の売上げの増加に直接寄与すると認められる経費をいう。）</p>	<p>当該補助対象経費の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除くものとし、1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た額）に相当する額。ただし、参加店舗の数に2万円を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い額を限度とする。</p>
<p>広告宣伝費その他イベントの集客促進に寄与するものとして市長が認める経費</p>	<p>当該補助対象経費の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の4分の3に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た額）。ただし、15万円を限度とする。</p>

別記

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

米子市長 様

＜申請者＞	所在地 (個人の場合は住所)	〒
	名称及び代表者の職氏名 (個人の場合は氏名)	(印)

消費喚起イベント開催応援補助金交付申請書

消費喚起イベント開催応援補助金の交付を受けたいので、消費喚起イベント開催応援補助金交付要綱（令和4年8月4日施行）第8条の規定により申請します。

なお、当該補助金の交付に当たり、米子市長が、私の市税等（米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱（平成18年4月1日施行）第2条に規定する市税等をいいます。）の納付の状況について調査することに同意します。

記

- 1 補助事業の名称 消費喚起イベント開催事業
- 2 補助事業の目的及び内容 別添事業実施計画書のとおり
- 3 補助金交付申請額  円
- 4 添付書類 消費喚起イベント開催事業実施計画書兼収支予算書
- 5 申請者（申請者が法人その他の団体である場合はその役員（全員）の氏名、性別及び生年月日

職名	氏名（よみがな）	性別	生年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

※ 申請者（申請者が法人その他の団体である場合は、当該申請者及びその役員（全員）が暴力団の関係者等に該当するか否かを米子警察署に照会することがありますので、ご承知ください。

※ 申請者が法人その他の団体である場合は、上記の役員が暴力団の関係者等に該当するか否かを米子警察署に照会することについて、当該役員の同意を得てください。

※ 申請者（申請者が法人その他の団体である場合は、その役員）の個人に関する情報は、この申請に基づく補助金の交付に関する事務を処理するため、及び米子警察署に照会するために使用し、これらの目的以外の目的のためには使用しません。

備考 申請者が氏名を自署する場合には、その押印を省略することができます。ただし、法人その他の団体については、記名押印が必要です。

様式第2号（第8条、第13条関係）

消費喚起イベント開催事業実施計画（報告）書兼収支予算（決算）書

1 補助事業者（主催者）の概要

所在地 （個人の場合は住所）	〒		
名称及び代表者の職氏名 （個人の場合は氏名）			
担当者連絡先	ふりがな		電話番号
	氏名		E-mail

2 主催するイベントの概要

名称			
開催概要	<input type="checkbox"/> 日時 <input type="checkbox"/> 会場 <input type="checkbox"/> 実施内容 <input type="checkbox"/> 出店（予定）事業者数 <input type="checkbox"/> 来場（予定）者数		
目的	<input checked="" type="checkbox"/> 以下のいずれの項目にも該当するものが対象です。 <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた事業者の支援 <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた地域経済の活性化		
参加店舗について	<input checked="" type="checkbox"/> 市内に事務所又は事業所を有する中小企業者等が経営する店舗が5以上参加するイベントが補助対象です。参加店舗数が10以上となる場合は、そのうち10店舗について記載してください。 <input checked="" type="checkbox"/> プレミアム経費に係る補助上限額の算定の基準になりますので、正確に漏れなく記入してください。		
	名称（屋号）	事務所又は事業所の所在地	販売品目等（具体的に記入）
	①	米子市	
	②	米子市	
	③	米子市	
	④	米子市	
	⑤	米子市	
	⑥	米子市	
	⑦	米子市	
	⑧	米子市	
	⑨	米子市	
	⑩	米子市	
(新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、上記参加店舗が受けている影響)			

### 3 本補助金の活用と事業効果について

※ 本補助金を活用して行う集客促進のための取組と、その効果について記載してください。

### 4 収支予算

#### (1) 収入の部

収入区分・収入項目		金額	備考
米子市補助金	プレミアム経費	円	補助率 10/10 (千円未満切捨て)
	広告宣伝費等	円	補助率 3/4 (千円未満切捨て)
自己負担額		円	
合計		円	

※ プレミアム経費の上限額は、「2 主催するイベントの概要」欄に記載された事業者数×2万円により算出された額又は20万円のいずれか低い額となります。

※ 広告宣伝費等の上限額は、15万円です。

#### (2) 支出の部

支出区分・支出項目		金額 (税抜額)	備考
プレミアム経費 (小計)		円	
		円	
		円	
		円	
広告宣伝費等 (小計)		円	
		円	
		円	
		円	
合計		円	

※ 収入と支出の合計額が一致することを確認してください。

### 5 添付資料

(1) 4で記載した経費の金額の根拠を確認することができる書類 (見積書等) の写し ※申請時のみ

(2) 4で記載した補助対象経費の支払を証する書類 (領収書等) の写し ※実績報告時のみ

(3) 補助事業の成果を証する書類 (イベント開催時の写真、広告物の成果物等) ※実績報告時のみ

年 月 日

米子市長 様

＜補助事業者＞	所在地 （個人の場合は住所）	〒
	名称及び代表者の職氏名 （個人の場合は住所）	

消費喚起イベント開催応援補助金実績報告書

年 月 日付け 起第 号— で交付決定の通知のありました消費喚起イベント開催応援補助金に係る補助事業の実績につきまして、消費喚起イベント開催応援補助金交付要綱（令和4年8月4日施行）第13条の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額  円
- 2 補助金の精算額  円
- 3 補助金の既受領額及び受領日  
※ 概算払いの場合のみ記入  
してください。  年 月 日受領 円
- 4 添付書類 消費喚起イベント開催事業実施報告書兼収支決算書



様式第4号（第14条関係）

消費喚起イベント開催応援補助金支払請求書

一金							円
----	--	--	--	--	--	--	---

年 月 日付け 起第 号一 で交付決定の通知のありました消費喚起イベント開催応援補助金の支払につきまして、消費喚起イベント開催応援補助金交付要綱（令和4年8月4日施行）第14条の規定により請求します。

補助事業の名称	消費喚起イベント開催事業		
交付決定（確定）額	円		
内 訳	既受領額	円	
	未受領額	円	
完了払・概算払の別	完了払 ・ 概算払（第 回・精算）		

年 月 日

補助事業者

所在地 （個人の場合は住所）	〒
名称及び代表者の職氏名 （個人の場合は氏名）	(印)
電話番号	

振込口座

金融機関	
支店名	
口座の種類	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義人	(フリガナ)
	(漢字)

米子市長 様

備考 申請者が氏名を自署する場合には、その押印を省略することができます。ただし、法人その他の団体については、記名押印が必要です。